



過齡児対策の状況について

神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害サービス課

過齢児について

○経過

平成24年施行の児童福祉法改正において、18歳以上の障害者については、成人としてより適切な支援を行うため、障がい者施策で対応することとされた。

この際、現に**障害児入所施設にいる18歳を過ぎた者（いわゆる過齢児）**が移行先が決まらないまま退所を迫られることがないように、障害児入所施設を障害者支援施設とみなす規定を設け、入所が継続できることとされた。

しかし、過齢児の解消に至らず、国は、この「みなし規定」の期限の延長を繰り返してきた。

※みなし規定の最終的な期限は令和5年度末

○国の動き

厚生労働省では、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催し、令和3年8月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、同年12月「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」が示され、各都道府県・政令市が移行調整の責任主体となり、関係機関が連携・協力して調整等を行う「協議の場」の設置が求められた。

神奈川県過齢児移行対策会議

○神奈川県版「協議の場」

障害児入所施設の障がい者が円滑に成人サービスへ移行できるよう、神奈川県における「協議の場」として、「**神奈川県過齢児移行対策会議**」（以下「対策会議」という。）を令和4年度に設置

構成：市・児童相談所・基幹相談・障害者支援施設・障害児入所施設・支援者（施設）団体・特別支援教育課・親の会・当事者・総合療育相談C

○対策会議の概要

第1回会議：「対策会議」の進め方の確認。支援が必要な移行困難ケースを確認し、今後個別に状況を把握

第2回会議：移行支援における課題の共有

第3回会議：第2回会議で共有した課題に対する意見交換

対策会議で共有された課題と意見

○移行の課題

第2回会議で確認された課題	第3回会議の意見	今後の対応
<p>1 【受入先を支える体制について】</p> <ul style="list-style-type: none">・受入先が過齢児の支援で困っている。	<ul style="list-style-type: none">・職員体制が不十分、ノウハウの不足。・受け入れるメリットがない。	<ul style="list-style-type: none">・受入れ先を支える体制作りの検討
<p>2-1 【効果的な情報共有システムについて】</p> <ul style="list-style-type: none">・移行先の空き情報が分からない。	<ul style="list-style-type: none">・成人施設が過齢児の状況を把握できていない。・過齢児を受け入れる意識が持っていない。	<ul style="list-style-type: none">・団体経由での働きかけ・段階に応じた情報の提供
<p>2-2 【情報共有の様式について】</p> <ul style="list-style-type: none">・過齢児の情報が支援する人たちの間でうまく共有できていない。		
<p>3 【児童相談所と市町村の早期連携＋意思決定支援に必要な体験】</p> <ul style="list-style-type: none">・移行前から移行後までの関係機関のつながりが不足している。・本人が自分の将来を考えるために必要な情報や経験が足りない。	<ul style="list-style-type: none">・児者併設施設が抱える課題について、議論する場が必要	<ul style="list-style-type: none">・幅広い関係者から課題について意見を伺う機会を設定
<p>4 【医療型障害児入所施設の移行課題の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none">・児者併設施設においては同じ施設内での移行を前提とした対応がなされている。		

みなし規定の廃止の影響

令和4年4月1日時点で18歳以上の者は、令和6年4月1日までに移行できない場合20歳に達し、「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」の支給を受け入所継続しているため、「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」廃止後は、障害児入所施設に在籍出来なくなる。

※ 令和6年4月1日に児童福祉法の一部を改正する法律が施行し、22歳までの入所継続が可能となるが、令和4年4月1日時点で18歳以上の者は、対象とならない。

※国「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた都道府県・指定都市説明会（令和5年1月26日）」資料より

今後について

○対策会議

引き続き、対策会議を開催し移行困難ケースの調整を進めていくとともに、対策会議で共有された課題の解決に向けて、関係機関の役割分担の整理や体制整備の検討を行う。

○令和6年度からの障害福祉計画・障害児福祉計画への反映

対策会議を通じて顕在化した、地域で不足する資源の必要性について、障害福祉計画の策定の議論の場へ適切に反映

計画期間内に移行調整の対象となる18歳未満の入所者の動向等も踏まえ、移行先となるグループホーム等地域資源の必要量を中長期的に把握・反映

国「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」より抜粋。